



消費生活

サポーター通信

平成30年度第10号

今月のテーマ

封書の架空請求 に注意!

事例



- 「重要」と判が押された封書が届いた。
- 「消費料金に関する訴訟最終告知」「連絡がなければ強制執行」と書かれた文書が入っていた。
- 全く身に覚えがない。

アドバイス

1 無視する

封書を使うことで、重要書類であるかのように見せかけているだけです。

2 絶対に相手には連絡しない

個人情報を知られてしまいます。

3 相談する

不安に思ったときは、すぐに**消費生活センター**に相談してください。

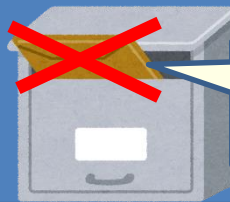


架空請求は無視!
相手に連絡しない!

消費生活センター
☎188に相談



正式な訴状は、裁判所の名前入りの封書で、郵便局員が直接手渡すのが原則です。



郵便受けには配達されません

◆ご相談は...

消費者ホットライン 局番なし ☎188 (お近くの消費生活センターにつながります)

青森県消費生活センター ☎017-722-3343 (土日祝も相談受付中!)



青森県消費生活センター
マスコットキャラクター
テルミちゃん
☎(Tel. Me)